

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

令和6年 1月 1日から
同年12月31日まで

令和7年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(令和 6 年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第 36 条の規定に基づき、令和 6 年中の通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

令和 6 年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表 1 のとおりである。

また、令和 3 年中及び令和 5 年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表 2 のとおりである。

別表 1

番 号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間						第20 条の 第1 項等 の 傍受 の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)		
1	2	2	大麻取締法違反（同法 第24条の2第2項、同 第1項、刑法第60条） 【営利目的の大麻譲渡】	携 帯 電 話	23	493	1	0	1	0	㊟㊵	6
					23	316	9	0	1	0	㊟㊵	
2	6	6	覚醒剤取締法違反（同 法第41条第2項、同第 1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤輸 入】	携 帯 電 話	30	1859	0	0	3	9	㊟㊵	12
					30	678	-	-	12	6	㊵	
					30	620	0	0	37	3	㊟㊵	
					9	103	-	-	7	5	㊵	
					30	1327	0	3	29	77	㊟㊵	
					30	908	-	-	28	20	㊵	
3	2	2	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	30	364	23	0	103	0	㊟㊵	19
					30	942	-	-	49	0	㊵	

番 号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間						第20条 受の実 施第1 項等 の	逮 捕 人 員 数 (人)
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項		第29条第4項			
						第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)			
4	4	4	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	24	220	98	0	74	0	㊦㊧	21
					24	232	94	0	76	0	㊦㊧	
					24	368	97	0	29	0	㊦㊧	
					24	216	93	0	46	0	㊦㊧	
5	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	15	283	77	0	34	0	㊦㊧	7
6	3	3	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	30	417	11	0	4	0	㊦㊧	0
					30	20	2	0	2	0	㊦㊧	
					30	860	33	0	13	0	㊦㊧	
7	2	2	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携 帯 電 話	28	686	68	0	40	0	㊦㊧	6
					28	1022	171	0	152	0	㊦㊧	

番 号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間						第20条 受の実 施第1 項等 の	逮 捕 人 員 数 (人)
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項		第29条第4項			
						第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)			
8	2	2	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	13	58	2	0	0	0	㊟㊵	3
					13	136	3	0	2	0	㊟㊵	
9	5	5	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	12	41	0	0	0	0	㊟㊵	8
					11	222	43	0	81	0	㊟㊵	
					11	15	0	0	3	0	㊟㊵	
10	3	3	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条の3第1項前段、第3条第1項、刑法第60条） 【拳銃の所持】	携帯電話	25	27	-	-	1	0	㊵	7
					25	18	-	-	1	0	㊵	
					30	517	-	-	18	0	㊵	
11	2	2	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条の3第2項、同第1項前段、第3条第1項、刑法第60条） 【拳銃の加重所持】	携帯電話	9	306	0	0	0	0	㊟㊵	0
					10	136	0	0	0	0	㊟㊵	

番 号	傍 受 令 状			通 信 手 段 の 種 類	実 施 期 間						第20 条第1 項等の 傍受の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項 第1号 (回)	第3号 (回)	第29条第4項 第1号 (回)	第3号 (回)		
12	1	1	銃砲刀剣類所持等取締 法及び武器等製造法の 一部を改正する法律 (平成19年法律第120 号)による改正前の銃 砲刀剣類所持等取締法 違反(同法第31条、第 3条の13)、殺人未遂 (刑法第199条、第203 条、第60条) 【拳銃の発射】	携 帯 電 話	7	175	0	0	3	0	㊦㊧	0
13	7	7	組織的犯罪処罰法違反 (同法第3条第1項第 7号、刑法第199条、 第60条) 【組織的な殺人】	携 帯 電 話	30	438	-	-	3	0	㊧	0
					30	564	-	-	0	0	㊧	
					30	1165	-	-	7	0	㊧	
					30	648	-	-	0	0	㊧	
					30	952	-	-	0	0	㊧	
					30	62	-	-	4	0	㊧	
					30	395	-	-	0	0	㊧	

番 号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間						第20 条第1 項等の 傍受の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項		第29条第4項			
						第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)			
14	2	2	組織的犯罪処罰法違反 (同法第3条第1項第 7号、刑法第199条、 第60条) 【組織的な殺人】	携 帯 電 話	16	41	-	-	0	0	㊦	0
					16	29	-	-	0	0	㊦	
15	6	6	組織的犯罪処罰法違反 (同法第3条第1項第 7号、刑法第199条、 第60条) 【組織的な殺人】	携 帯 電 話	30	394	-	-	4	0	㊦	0
					30	61	-	-	4	0	㊦	
					30	598	-	-	17	0	㊦	
					30	211	-	-	7	0	㊦	
					30	147	-	-	8	0	㊦	
					30	15	-	-	0	0	㊦	
16	6	0	組織的犯罪処罰法違反 (同法第3条第1項第 7号、刑法第199条、 第60条) 【組織的な殺人】	携 帯 電 話	-	-	-	-	-	-	-	-

番 号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間						第20条の 第1項等 の 傍受の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)		
17	3	3	窃盗（刑法第235条、 第60条）	携 帯 電 話	8	179	-	-	23	0	㊦	3
					8	57	-	-	13	0	㊦	
					10	92	-	-	10	0	㊦	
18	3	3	窃盗（刑法第235条、 第60条）	携 帯 電 話	8	270	21	0	17	0	㊦㊦	7
					8	147	3	0	9	0	㊦㊦	
					16	146	4	0	9	0	㊦㊦	
19	2	2	詐欺（刑法第246条第 1項、第60条）	携 帯 電 話	30	350	-	-	26	0	㊦	0
					30	363	-	-	11	0	㊦	
20	1	1	詐欺（刑法第246条第 1項、第60条）	携 帯 電 話	20	656	-	-	65	0	㊦	0

（注１）「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

（注２）「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊧は以下の方法をいう。

㊦：第20条第1項の規定による傍受の実施

㊦：第23条第1項第1号の規定による傍受の実施

㊦：第23条第1項第2号の規定による傍受の実施

別表 2
(令和 3 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)	
2	2 (報告済み)	2 (報告済み)	大麻取締法違反（同法第24条の2第2項、同第1項、刑法第60条）、覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条）、麻薬及び向精神薬取締法違反（同法第66条第2項、同第1項、刑法第60条） 【営利目的の大麻等所持】	2

(令和 5 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)	
8	1 (報告済み)	1 (報告済み)	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	3
9	1 (報告済み)	1 (報告済み)	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	4
13	4 (報告済み)	4 (報告済み)	麻薬特例法違反（同法第5条第4号、第8条第2項、覚醒剤取締法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	7
17	1 (報告済み)	1 (報告済み)	窃盗（刑法第235条、第60条）	5
19	1 (報告済み)	1 (報告済み)	窃盗（刑法第235条、第60条）	1
20	2 (報告済み)	2 (報告済み)	窃盗未遂（刑法第235条、第243条、第60条）	3

- (注1)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。
- (注2)「新たに逮捕した人員数」とは、令和3年中及び令和5年中に傍受を実施した事件に関して、令和6年中に新たに逮捕した人員数をいう。
- (注3)平成14年から令和2年まで及び令和4年中に傍受を実施した事件に関して、令和6年中に新たに逮捕した者はいなかった。